

環境影響調査・環境配慮取組計画書

－概要版－

OT宇都宮太陽光発電所（仮称）

はじめに

地球温暖化対策への対応が急務であり、栃木県では温室効果ガスの排出量削減に向けて、地球温暖化対策等に積極的に取り組んでいます。「栃木県環境基本計画」では、事業者の役割として再生可能エネルギーの利活用等の環境負荷の低減に資する環境ビジネスを積極的に推進することが述べられています。

また、「栃木県地球温暖化対策実行計画」では、地球環境保全に向けての事業者の行動指針として、新エネルギー等の活用など実施可能な対策を適切に実施し、事業活動のあらゆる過程における環境への負荷の低減が述べられています。

こうした状況を踏まえつつ土地の有効活用を検討してきた結果、本事業は地球温暖化対策の促進に寄与することを目的に、太陽光発電施設事業を実施するものです。

事業計画

本事業は、栃木県河内郡上三川町大字多功にある日本オイルターミナル宇都宮営業所南端の駐車場として利用していた敷地に発電容量約1メガワットの太陽光発電施設を設置し、発電事業を行うものです。

- 太陽電池モジュールは、濃紺色・低反射型のものとし、反射光による影響を極力抑えるため、設置角度を10度とする計画です。
- パワーコンディショナは、空調機を用いない低騒音な外気取り入れ方式を採用する計画です。
- 本事業は太陽光発電施設による発電事業であり、本事業の実施による関係車両の発生はありません。
- 太陽光発電施設の稼働による廃棄物の発生はありません。

事業計画の内容

項目	内容
所在地	栃木県河内郡上三川町大字多功 2236 番地 4
敷地面積	11,881 m ²
発電容量	979.20 kW
事業期間	20 年間



計画地の位置

環境配慮に関する検討内容等

本事業における、環境配慮に関する検討内容を以下に示します。

・環境影響等検討項目の選定

	環境影響等	検討項目選定 (○) 非選定 (×) 及びその理由	
立地環境に係る検討	重要な動植物の生息・生育地など自然環境の改変	×	計画地内及び周辺には重要な動植物の生息・生育地はない。 従って、本事業の実施により、重要な動植物の生息・生育地など自然環境の改変はないため、検討項目として選定しない。
	重要な地形・地質又は土壌の改変	×	計画地は昭和46年に造成されたJR宇都宮貨物ターミナル駅の一部であり、計画地には重要な地形・地質はない。また、本事業の実施により、土壌の改変は行わない。 従って、本事業の実施により、重要な地形・地質又は土壌の改変はないため、検討項目として選定しない。
	土壌汚染・底質汚染箇所の改変	×	計画地は、田畑を造成した土地であり、造成後は駐車場及び資材・機材置場として利用していたため、土壌汚染のおそれはない。 従って、本事業の実施により、土壌汚染・底質汚染箇所の改変はないため、検討項目として選定しない。
	人と自然との触れ合い活動の場の改変	×	計画地の周辺には、人と自然との触れ合い活動の場が存在しない。 従って、本事業の実施により、人と自然との触れ合い活動の場の改変はないため、検討項目として選定しない。
施設の存在及び供用に係る検討	大気汚染物質の排出	×	本事業の供用時に大気汚染物質を排出する施設の設置はない。また、供用に係る関係車両の発生はない。 従って、施設の供用による大気汚染物質の排出はないことから、検討項目として選定しない。
	騒音・超低周波音の発生	○	本事業の供用時には騒音が発生するパワーコンディショナを設置するため、施設の供用に係る騒音の発生を検討項目として選定する。 なお、供用時に超低周波音が発生する施設がないため、施設の供用に係る超低周波音の発生は検討項目として選定しない。 また、施設の供用に係る関係車両の発生はないため、関係車両の走行に伴う騒音・超低周波音の発生は、検討項目として選定しない。
	振動の発生	×	本事業の供用時に振動が発生する施設の設置はない。また、施設の供用に係る関係車両の発生はない。 従って、施設の供用による振動の発生はないため、検討項目として選定しない。
	悪臭の発生	×	本事業の供用時に悪臭の原因となる物質は使用しない。 従って、施設の供用による悪臭の発生はないため、検討項目として選定しない。
	水質汚濁の発生	×	本事業の供用時に水の使用はない。 従って、施設の供用による水質汚濁の発生はないため、検討項目として選定しない。
	地下水位の低下・地盤沈下の発生	×	本事業の供用時に地下水の使用はない。 従って、施設の供用による地下水位の低下・地盤沈下の発生はないため、検討項目として選定しない。
	重要な動植物の生息・生育地など自然環境への影響	×	計画地内には重要な動植物の生息・生育地はない。 従って、施設の存在による重要な動植物の生息・生育地など自然環境の改変はないため、検討項目として選定しない。
	地域景観への影響	○	本事業の供用時に反射光が発生するおそれのある太陽電池モジュールを設置するため、施設の存在による地域景観への影響を検討項目として選定する。
	人と自然との触れ合い活動の場への影響	×	計画地内には、人と自然との触れ合い活動の場は存在しない。 従って、施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場の改変はないため、検討項目として選定しない。
	廃棄物の発生	×	本事業の供用時に廃棄物を発生する施設の設置はない。 従って、施設の供用による廃棄物の発生はないため、検討項目として選定しない。
温室効果ガス・オゾン層破壊物質の排出	×	本事業の供用時に温室効果ガス・オゾン層破壊物質を発生する施設の設置はない。 従って、施設の供用による温室効果ガス・オゾン層破壊物質の発生はないため、検討項目として選定しない。	

	環境影響等	検討項目選定 (○) 非選定 (×) 及びその理由	
工事に係る検討	建設機械の稼働による影響	○	建設機械の稼働による騒音の影響が想定されることから、建設機械の稼働による騒音の影響を検討項目として選定する。 なお、ピーク時期でも電動式を除く建設機械は5台以下であり、建設機械を使用する工事期間は3ヶ月と限られていることから、建設機械の稼働による大気汚染の影響は、検討項目として選定しない。 また、計画地はJR宇都宮貨物ターミナル駅外に接する箇所は外部と水路で分断されているため、建設機械の稼働による振動の影響は、検討項目として選定しない。
	工事用車両の走行による影響	×	工事用車両は日最大13台(大型)であり、現状走行している運搬車両(大型)の走行台数(約6,500台/月)に比べ少ないことから、工事用車両の走行による大気汚染、騒音及び振動の影響を検討項目として選定しない。
	工事排水や工事裸地からの降雨時濁水の発生	×	本事業では造成は行わず、計画地内を一部整地した後、砂利敷きとする計画である。また、計画地の外周には雨水側溝が設けられている。 従って、工事排水や工事裸地からの降雨時濁水の発生がないため、検討項目として選定しない。
	建設発生土や廃棄物の発生	○	本事業では、造成工事はないため、建設発生土は発生しないが、工事に伴う廃棄物が発生するため、検討項目として選定する。

・環境影響等検討項目の予測評価及び環境配慮の取組内容

		予測及び評価の結論	環境配慮の取組内容
施設が存在及び供用に係る検討	騒音・超低周波音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界における騒音レベル(L₅)は、最大60dB(計画地北側敷地境界)であり、評価の指標とした特定工場等において発生する騒音の規制基準(朝、夕60dB)を下回る。 周辺の住宅等では、40dB以下と予測され、現況の騒音結果と比較して十分低い値である。 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナは、空調機を用いない低騒音な外気取り入れ方式を採用し、周辺への騒音の影響を抑える。
	地域景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 計画地周辺には計画地内を見下ろせる景観眺望地点は存在しない。また、計画地周辺は平坦地であり、本計画の太陽電池モジュールの設置高さは約1.3mであることから、周辺の主な景観構成要素の変化はほとんどない。 さらに、太陽電池モジュールは周辺への反射光の影響を抑える計画(角度を10度)としていることから、評価の指標である「自然・田園・河川と調和した上三川らしい都市景観の形成」を満足する。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールのパネルの角度は、周辺へ反射光が拡散しないよう10度とする。
工事に係る検討	建設機械の稼働による影響	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界における騒音レベル(L₅)は、最大82dB(計画地西側敷地境界)であり、評価の指標とした特定工場等において発生する騒音の規制基準(85dB)を下回る。 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音型の建設機械の採用に努める。 アレイ基礎工事で用いるオーガ併用杭打ち機は、騒音・振動の少ない回転圧入方式とする。 建設機械のアイドリングストップを励行し、周知徹底する。 排出ガス対策型建設機械の使用に努める
	建設発生土や廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施に伴い発生する廃棄物は、排出量の削減及び、現場内で分別を徹底による再資源化に努める。また、マニフェストにより、適正処理を確認する。 従って、評価の指標である「栃木県建設リサイクル法実施指針」に示す基本理念及び事業者の責務に合致する 	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の排出量を低減するような検討を施工業者に指導する。 建設廃棄物については、現場内で分別を徹底し、可能な限り再資源化等を図る。 再利用できない廃棄物については、関係法令等を遵守し、産業廃棄物の運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、適正に処理を行っている事実をマニフェストにより管理する。

連絡先

日本オイルターミナル株式会社

営業第二部

電話 03-5220-8554